

板倉町告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成20年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年9月3日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成20年9月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	石 山	徳 司	君
6 番	市 川	初 江	さん	7 番	青 木	秀 夫	君
8 番	野 中	嘉 之	君	9 番	石 山	甚 一 郎	君
1 0 番	秋 山	豊 子	さん	1 1 番	塩 田	俊 一	君
1 2 番	青 木	佳 一	君	1 3 番	川 田	安 司	君
1 4 番	荻 野	美 友	君				

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成20年第3回板倉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年9月9日(火)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第 4 発議第 6号 板倉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第36号 専決処分事項の承認について
- 日程第 6 議案第37号 板倉町公平委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第38号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第39号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 板倉町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 板倉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議案第45号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第46号 平成20年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第47号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第48号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第49号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第50号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第51号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第52号 平成20年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第53号 平成19年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第54号 平成19年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第55号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第56号 平成19年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第57号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第58号 平成19年度板倉町水道事業会計決算認定について
- 日程第28 陳情第 7号 町道5214号線の道路拡幅整備について
- 日程第29 陳情第 8号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択について
- 日程第30 陳情第 9号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択について

○出席議員（12名）

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	石山	徳司	君
6番	市川	初江	さん	7番	青木	秀夫	君
8番	野中	嘉之	君	9番	石山	甚一郎	君
10番	秋山	豊子	さん	11番	塩田	俊一	君
13番	川田	安司	君	14番	荻野	美友	君

○欠席議員（1名）

12番 青木佳一君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針ヶ谷	照夫	君
教育長	今村	好市	君
総合政策課長	小野田	吉一	君
生活窓口課長	荒井	英世	君
健康福祉課長	小野田	国雄	君
建設農政課長	中里	重義	君
会計管理者	小菅	正美	君
教育委員会 教務局長	田口	茂	君
農業委員会 農務局長	中里	重義	君
監査委員	塩田	兼男	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光実
書記	石川	英之
行政安全 グループ リーダー兼 議会事務局書記	丸山	英幸

○黙 禱

○事務局長（栗原光実君） おはようございます。

開会前ではありますが、去る6月25日に逝去されました宇治川議員のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思いますので、皆様ご起立をお願いいたします。

なお、宇治川議員の議席をお向きください。

[ 全員起立 ]

○議長（荻野美友君） それでは、黙禱をお願いいたします。

黙禱。

[ 黙 禱 ]

○議長（荻野美友君） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。

[ 全員着席 ]

---

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。

ただいまから告示第65号をもって招集されました平成20年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長（荻野美友君） 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。平成20年第3回板倉町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先週、日本国内に大きな衝撃が走りました。それは、福田総理が突如辞意を表明したことでございます。地元群馬県人として、非常に残念なことと思っております。昨年9月26日に福田内閣が発足してから、わずか11カ月での辞任となりました。安倍前総理に続きまして突然の辞任に、国民も驚きと、この先の政局に不安を隠せない状況ではないかと思っております。

昨年7月の参議院選挙後のいわゆるねじれ国会での法案成立のめどが立たない状況の中で、心身ともに苦勞されたのではないかと感じております。辞任の前に、来年度予算の一般会計概算要求額が新聞に掲載されておりました。86兆1,300億円とのことでございます。前年度対比で3兆700億円の増となりましたとありました。その内容といたしましては、国民生活の年金、医療、雇用の不安解消や医師不足対策、あるいは食料自給率を高めるための農業振興、太陽光発電の普及などが挙げられております。こうした福田政権の重要施策を掲げ、頑張ろうとしたやさきの辞任でございました。これから新しい総理が誕生し、どのような政策を

打ち立てて、いかに日本の国を立て直していくのか、このことに尽きると考えております。福田総理の意思を継承してのことではあると思いますが、非常に困難であることは憶測できます。地方の我々といたしましては、大きな期待はできないにいたしましても、現状より上向いた地方財政運営ができること、そして今以上に張りのある住民生活ができることを期待したいと思っております。

一方で、海外へ目を向けてみますと、アフガニスタンでの農業支援に従事してきた非政府組織、いわゆるNGOでございますが、ペシャワール会のボランティアワーカー伊藤和也さんが、遺体となって帰国をした事件がございました。私は、この事件では非常にむなしさを感じた次第でございます。これまでも中村哲さんという医師が、この方はペシャワール会の代表でございまして、板倉町にも1度来ていただきましたが、アフガニスタンに近いパキスタンのペシャワールに赴任をされまして、アフガニスタン難民や戦災の続くアフガニスタンでの農村や山岳地帯で、無料の医療活動をしてきた方でございます。これがペシャワール会の始まりだと聞いておりますが、日本人が医療を初め、最近では干ばつに苦しむ人たちのために井戸を掘り、灌漑工事を行ったり、飢えに苦しむ人たちのための農業支援をといった国際交流をしてきたことは、イスラム社会でも大きな貢献として認められてまいりました。しかし、今回のように紛争の犠牲になってしまうことは、今後こうした国際支援に大きく影響を及ぼすのではないかと感じております。伊藤さんは両親に対しまして、何かあったらアフガンに埋めてほしいと、ここまで言って家を出ていったそうでございます。これほど熱い思いを持った青年が、一つの紛争に巻き込まれてしまうのが非常に残念でなりません。貧しく暮らす人たちのための支援とインド洋でのテロ特措法による給油活動が、こうした悲しい事件を引き起こしてしまったことは事実でございます。政府とは裏腹に、現地で頑張っている人たちがいるということをもっと日本国民も知るべきであると思っております。日本が途上国のあらゆる支援活動を安全に行うことができたならば、さらに国際的に高く評価される国になると思っております。

また、今年の夏は、北京オリンピックで非常に大きな盛り上がりがございました。日本選手団も大変な活躍をされておりましたが、しかしこういったことが、今後国際平和につながればと願っておる次第でございます。

それから、話は変わりますが、昨年の夏は猛暑という夏でございましたが、今年は大雨の夏と言ってよいのではないかと思っております。夕立というより夜中でも大雨が降り、各地で洪水を引き起こしております。板倉町でも邑楽東部第一排水機場の運転を8月17日から18日、それから25日から27日、そして翌日の28日から9月3日まで行っております。28日からは、何と1週間ぶっ続けの運転管理となりました。これらは、板倉周辺でも降雨量がありましたが、栃木県北部の集中豪雨によるものが大きく影響いたしております。これから台風の本番を迎える時期でありながら、その前段でこれだけの排水をしたことは、過去にはなかったことでございます。こうしたことも異常気象の一つであると思っておりますが、この先大きな台風の影響がないよう祈る気持ちでいっぱいでございます。

なお、今議会は19年度決算の認定に係る議案が主なものでございますが、一般会計では特に保育園の統廃合によります新設保育園の建設で大きな歳出がございました。同時に、その財源を基金にゆだねたわけでございます。厳しい財政状況は、国と同様なかなか打破できないわけでございますが、板倉ニュータウンの計画変更によります企業誘致も年が明ければ動き始まると思っておりますので、期待をかけて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回の議会には議案第36号から58号までの23件を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は23件であります。さらに選挙1件、議員発議1件であります。また、請願、陳情につきましては、お手元の文書表のとおり陳情3件が提出されております。

次に、町長から平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第4号で提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○発言の訂正

○議長（荻野美友君） ここで、荒井生活窓口課長より6月定例会における青木秀夫君の一般質問に対しての答弁について発言の申し出がありますので、これを許します。

荒井課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 冒頭から発言訂正ということでまことに申しわけありませんけれども、よろしく願います。

去る6月の定例議会におきまして、青木秀夫議員さんの一般質問の中で、平成20年度板倉町浄水場施設運転維持管理業務指名競争入札執行に係る質問がありました。その中で、落札業者以外の入札業者と入札金額を公表できないかという質問がありました。その中で、私は公表できませんと申し上げましたが、その後板倉町情報公開条例を精査した結果、公表できるということが判断されましたので、公表できないを公表できるに訂正いたしたいと思えます。

ちなみに、落札業者などですけれども、落札業者、藤田水道受託株式会社、落札金額は968万円でした。第2位の入札業者、月島テクノメンテサービズ株式会社、入札金額1,100万円でした。第3位の入札業者、日本ヘルス工業株式会社群馬オフィス、入札金額1,140万円でした。第4位の入札業者、株式会社明電舎北関東支店群馬営業所、入札金額1,500万円でした。第5位の入札業者、株式会社日立製作所群馬支店、入札金額3,200万円でした。

以上のように訂正いたします。よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番 青木秀夫君

8番 野中嘉之君

を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、9月2日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本定例会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、9月2日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月9日から19日までの11日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、館林衛生施設組合議会議員の選挙を行います。次に、発議第6号について審議決定をします。続いて、議案第36号から議案第52号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第53号から議案第58号について、提案者からの議案説明のみを行います。次に、陳情第7号から陳情第9号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の10日には一般質問を行います。引き続き総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

第3日目、11日は建設農政生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

9月12日から15日までを休会とします。

第8日目の16日は、建設農政生活常任委員会を、第9日目の17日には総務文教福祉常任委員会をそれぞれ開催し、平成19年度の決算について事務調査を行います。

18日を休会とし、最終日の19日は、議案第53号から議案第58号について審議決定をします。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から19日までの11間

と決定いたしました。

---

○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（荻野美友君） 日程第3、館林衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林衛生施設組合議会議員に、石山甚一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。議長が指名しました石山甚一郎君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました石山甚一郎君が館林衛生施設組合議会議員に当選されました。

---

○発議第6号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第4、発議第6号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、青木秀夫君。

〔7番（青木秀夫君）登壇〕

○7番（青木秀夫君） 発議第6号につきましては、議員協議会の関係でございまして、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられることにより、議会活動としての議員協議会を会議規則に規定するものでございます。

発議第6号 板倉町議会会議規則の一部改正について。標記規則の一部を次のとおり改正するものとする。平成20年9月9日提出。提出者、板倉町議会議員、青木秀夫。賛成者、同じく塩田俊一、同じく石山甚一郎、同じく野中嘉之、同じく石山徳司でございます。

板倉町議会会議規則の一部を改正する規則の内容でございますが、今回の地方自治法の改正により、協議の場の規定が法第100条第12項に置かれ、議員の派遣の規定が第13項となったことから、会議規則における条立てもこれに合わせ、これまでの第15章、議員の派遣の前に新たな規定を置くこととし、第15章を議員協議会、新条文は第118条としました。

第118条、議員協議会の関係ですが、第1項については議案の審査または議会の運営に関し、協議または

調整を行うための場を定めるための規定でございます。次に、第2項では構成メンバー、招集権者の規定。第3項としては、運営その他必要な事項は議会の代表者である議長が別に定める規定としました。この条文により、議員協議会が正規の議会活動として明確に位置づけられることになるわけでございます。

この新条文の追加により、議員の派遣の規定が第16章第119条となり、補則の規定が第17章第120条となるわけでございます。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するでございます。

議員発議をご理解、ご決定賜りますようお願い申し上げます、私の趣旨説明といたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第36号 専決処分事項の承認について

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第36号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第36号 専決処分事項の承認について。

本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

その専決処分書でございますが、平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,590万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入に35万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に35万円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第36号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,590万6,000円とするものであります。今回の補正処分によります補正でありますけれども、健康保険法の一部改正に伴いまして、平成20年4月から70歳前半、70歳から74歳の患者の一部負担金を1割から2割へ引き上げることになっていましたけれども、平成21年3月まで軽減特例措置としまして、国が1割相当分を患者にかわりまして保健医療機関に支払うこと等により、患者の一部負担金等を1割に据え置くために35万円を追加補正をするものであります。7月から3月の支払いをするための専決処分であります。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、町が患者の1割相当分を保健医療機関へ支払いまして、その支払った額を国民健康保険団体連合会へ請求いたしまして、第11款雑入として受け入れをするものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第11款諸支出金でありますけれども、指定公費負担医療費立替金については、補装具、マッサージ医療費等の立替金が見込まれることから追加をするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第37号 板倉町公平委員会委員の選任について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第37号 板倉町公平委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第37号 板倉町公平委員会委員の選任について。

本案につきましては、板倉町公平委員会委員でありました石川貞夫君が平成20年6月30日をもって辞職し、欠員が生じたことを受けましての人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、石井榮君、生年月日、昭和21年9月24日、住所、板倉町大字岩田1522番地の4を選任いたしたく、地方公務員法第9条の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

石井榮君は、人格は高潔で地域におかれましても信望が厚く、民主的な事務処理に深い理解をお持ちであり、また行政内容にも精通しておりますので、適任者として公平委員会委員に選任したいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は同意することに決定しました。

---

#### ○議案第38号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（荻野美友君） 日程第7、議案第38号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第38号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、固定資産評価審査委員会委員3名のうち、田村謙一君が9月23日任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。

田村謙一君は、平成17年9月から委員として税務行政に貢献されておりますので、今回引き続き、氏名、田村謙一君、生年月日、昭和13年12月13日、住所、板倉町大字細谷1103番地を適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は同意することに決定しました。

---

○議案第39号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正について

議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第41号 板倉町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第39号から日程第10、議案第41号の3件は、地方自治法の改正に伴う条例の一部改正であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第39号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正について。議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。議案第41号 板倉町特別職報酬等審議会条例の一部改正について。

議案第39号ないし議案第41号につきましては、一括してご説明申し上げます。今回の改正につきましては、地方自治法が改正になったことによる文言の一部改正でございます。

まず、議案第39号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正についてでございますが、これまで地方自治法203条で規定されていた内容が「203条の2」に改正になることによるものでございます。

また、改正前の条文では法207条による実費弁償額を別表に記載することになっておりましたが、別表の記載がないことと、証人等の実費弁償に関する条例、これは平成5年3月22日、条例第7号でございますが、その規定により、その内容を担保していることから、法第207条に関する文言を削除するものでございます。

次に、議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第41号 板倉町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、上位法であります地方自治法の改正により、「報酬」を「議員報酬」に文言がえするものでございます。

地方自治法の一部改正が行われた趣旨は、地方分権時代における地方議会の活動に重要性を持たせるものでございまして、特に地方議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めるものでございます。

なお、板倉町においては議員報酬の支給方法については、既に分離をされております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

日程第8、議案第39号 板倉町報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第39号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第40号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号 板倉町特別職報酬等審議会条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第41号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第42号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第11、議案第42号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第42号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、上位法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、これは平成18年法律第50号でございますが、これが平成18年6月2日に公布され、その施行日が平成20年12月1日と定められております。これに伴いまして、条例中の文言を「公益法人等」から「公益的法人等」へ改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ちょっと文言についてご質問申し上げます。

公益的法人等に改めるということで、条文がそうなるということで、それは国の法律の流れかなと思うのですが、板倉町に当てはめるとどういう形で、例えば季楽里だとか、あれは公益的法人という形になるのでしょうか。それとか、例えば今度老人福祉センターを協議会のほうで、民間委託という形の中で公益的な運営をされているということになりますけれども、やっぱり職員を派遣しているということ自体の保障される、あるいは裏づけをとるための文言の改正でしょうか。伺いたいと存じます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） ちょっと時間をいただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第43号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第12、議案第43号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第43号 板倉町税条例の一部改正について。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、板倉町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正点は、住民税における寄附金税制の拡充及び個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第43号 板倉町税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が成立されたことを受けまして、板倉町税条例の一部を改正するものです。今回改正する大きな要点としまして、先ほどの町長の提案理由のとおり、1つとして住民税における寄附金税制の拡充、それから2つ目としまして個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入があります。

まず、1つ目の住民税における寄附金税制の拡充についてご説明申し上げます。これは、ふるさとに対し貢献、あるいは応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充しまして、所得税と合わせて一定限度まで、5,000円を超える部分の全額を控除する仕組みを導入したものです。大都市に人口が集中しまして、産業や税金が集中している現況から、地域主権を実現するための一つの施策として実施するものです。

改正条例本文を見ていただきたいと思いますが、1ページの第34条の6、下のほうですけれども、そこに寄附金税額控除、これがその条文に当たります。まず、その1項につきましては寄附金控除の控除方式について、所得控除から税額控除に改めることに伴いまして、寄附金税額控除として税額控除の規定を新たに設けたものでございます。具体的に申しますと、控除対象限度額を総所得金額等の30%に引き上げたこと、それから適用下限額を10万円から5,000円に引き下げたものです。(1)の1号と(2)の2号につきましては、寄附金税額控除の適用対象の規定でございます。それから2項につきましては、特別控除として控除対象寄附金全額につきまして、所得税とあわせて控除可能とする措置を講じた条文でございます。

次に、2点目の大きな改正点ですが、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入があります。これにつきましては、公的年金受給者の納税の便宜、それから市町村における徴収の効率化を図る観点から導入するものでございます。

改正条例本文では、4ページを見ていただきたいと思いますが、4ページの真ん中あたりの47条の2があります。そこから6ページの第47条の6までが、公的年金等からの特別徴収の導入に伴う所要の措置になります。ここにつきましては、条文ごとにちょっと説明するとわかりづらいという側面がありますので、概要をご説明申し上げたいと思います。まず、対象者ですが、65歳以上の公的年金等、老齢基礎年金等ですが、その受給者ということです。ただし、年金額が年額18万円未満である者、また特別徴収税額が年金額を超える者につきましては、特別徴収の対象者から除かれます。それから、徴収する税額と徴収方法としましては、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を年6回の年金支給の都度徴収するということです。特別徴収義務

者につきましては、社会保険庁となっております。これにつきましては、平成21年の10月支給分から実施いたします。

補足的な説明になりますけれども、今回の公的年金からの特別徴収制度の導入につきましては、公的年金受給者の納税の便宜、あるいは徴収の効率化を図る観点からということですが、その他事務処理上の関係ですけれども、電子化により実施いたしますので、従来の入力ミス、そういった課税誤り、そういったリスクも軽減されるものと思っております。

以上、今回の改正の主な要点ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第44号 町道路線の廃止について

議案第45号 町道路線の認定について

○議長（荻野美友君） 日程第13、議案第44号と日程第14、議案第45号の2件は、町道路線関係であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第44号 町道路線の廃止について、議案第45号 町道路線の認定について、この関係について一括してご説明をさせていただきます。

まず、議案第44号 町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。今回廃止をお願いいたします路線は、国営渡良瀬川中央農地防災事業によります大箇野幹線遊水地造成事業区域に含まれる町道路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第45号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。今回認定をお願いする路線は、議案第44号で廃止した路線の事業区域外の路線を再認定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

日程第13、議案第44号 町道路線の廃止についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第45号 町道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第46号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第15、議案第46号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第46号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億3,334万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に340万3,000円、県支出金に161万3,000円、寄附金に100万円、繰入金に30万5,000円、繰越金に2,589万7,000円、町債に1,000万円をそれぞれ追加し、諸収入を14万7,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費に23万2,000円、総務費に2,196万7,000円、民生費に397万6,000円、衛生費に1,695万5,000円、商工費に334万4,000円、土木費に565万6,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費を716万5,000円、教育費を289万4,000円減額するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 先ほどの石山議員さんの質問に先にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ということで、その条例の下に規則がございまして、その規則で定める公益法人というのが、社会福祉法人の板倉町社会福祉協議会、それと板倉町商工会、この2つの法人を町の規則では公益法人と定めておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、議案第46号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,334万1,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正によるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思うのですが、第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま町長の提案理由で説明してございますので、ここでは省略をさせていただきます。

5ページをお願いしたいと存じます。第2表の地方債の補正でございまして、上水道事業債、補正前が740万円、補正後が1,040万円で、300万円の追加でございます。これは、水道事業会計における石綿セメント管布設がえ事業の一般会計からの出資債の確定による補正でございます。

次に、臨時財政対策債1億7,000万円が補正前、補正後1億7,700万円、700万円の追加となりました。これは、普通交付税の額が決定してございます平成20年度、13億3,811万円と、前年度対比で5,790万4,000円ほど減となっておりますけれども、この普通交付税が確定したことによって、臨時財政対策債の発行額が確定をしましたので、700万円の追加となったものでございます。

続いて、8ページをお願いします。歳入でございますけれども、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金で、地域介護・福祉空間整備推進交付金ということで300万円の追加でございます。これは、社会福祉協議会が整備しております地域密着型小規模多機能居宅介護拠点施設にかかわるものでございます。その下の障害者福祉費の補助金で、地域生活支援事業補助金40万3,000円の追加でございますけれども、これは障害児の排尿に係る生活支援の補助金で、国が2分の1、県、町が4分の1ずつ補助をするというものでございます。

次に、第15款の県支出金、第2項県補助金の2目の民生費県補助金、先ほど国庫補助金の中にありました地域生活支援事業補助金、県の4分の1分、20万1,000円の追加でございます。

それから、一番下の5目教育費県補助金、放課後子ども教室推進事業費等補助金で1,356万円の追加でございます。これも事業費の確定によるものでございます。

次に、9ページに移りまして、第3項の県委託金、2目の土木費県委託金では、大箇野川除塵機操作委託金ということで、館林土木事務所からの委託によるものでございまして、20万円の追加となっております。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、2目指定寄附金、南小学校教育充実指定寄附金ということで100万円の追加でございます。大高嶋高鳥出身の宮田孝さんから指定寄附をいただいたものでございます。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、2目の介護保険特別会計繰入金で、介護保険特別繰入金としまして20万5,000円の追加でございます。これは、19年度の事務系の収支の精算金の繰り入れとなっております。

次に、第2項の基金の繰入金、3目ふるさとづくり事業基金繰入金でございますけれども、こちら10万円の追加です。レンタサイクル事業のレンタサイクルの修繕に要した経費、約10万円なのですが、こちらをふるさとづくり事業基金から繰り入れるというものでございます。

10ページをお願いします。次に、第19款の繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金として2,589万7,000円の追加です。補正財源としての追加でございます。

次に、第21款の町債でございます。第1項町債、1目衛生費、上水道事業債、一般会計からの出資債ということで300万円の追加、3目の臨時財政対策債で700万円の追加ということで、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

次に、11ページ、ここから歳出でございますけれども、歳出のほうで職員の人件費関係が出てまいります。人件費に関する補正につきましては、前回の6月定例会の補正では、4月の人事異動に伴った職員の配置がえによります、6月定例会では育児休業、扶養手当、児童手当等の補正をさせていただきました。今回は、給与、期末手当、共済組合負担金、退職手当負担金の補正をさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それでは、12ページをお願いします。第2款の総務費、第1項総務管理費、2目の文書費ということで組み替えなのですが、例規集がデータ化されております。それを消耗品で予算計上してございましたけれども、データ化されているということで、消耗品ではなくて委託料に組み替えたものでございます。205万円の減額と追加となっております。

それから、7目の広報広聴費で広報紙作成事業ということで、旅費で23万8,000円の追加をしてございます。板倉町の広報が群馬県で一席をとりまして、全国で入選を果たしました。今回高松で全国広報広聴研究大会がございまして、広報委員さんの4名が、ぜひその大会に出席をして受賞してきたいということがございまして、なかなかない機会だということも含めまして、旅費の追加予算とさせていただきました。

8目の情報推進費、こちらでは情報化推進事業ということで、サーバー室の電源工事費を追加させていただいております。なかなかOA機器の関係で、サーバーが幾つも多くなってくるわけですが、その電源が足りなくなってきたための工事費でございます。

それから、15目のふるさとづくり費、レンタサイクル事業ということで、修繕料で10万円の追加となっております。

次の13ページで、第2項の徴税费、2目の賦課徴収費ということで、町県民税賦課業務ということの公的年金特別徴収システム改修委託料540万8,000円の追加、審査システム等導入委託料で278万3,000円の追加、またその下の丸のところ、諸税徴収業務の中で歳出還付オンラインシステム電算委託料で107万1,000円の追加、町県民税、税源移譲分の歳出還付金ということで1,165万2,000円の追加となっております。

次に、14ページをお願いします。第4項の選挙費でございます。4目の農業委員会委員選挙費が94万9,000円の減額となっております。無投票となったということでございます。

それから、15ページの5目の邑楽土地改良区総代選挙費、こちら14万2,000円の減額ということで、や

はり無投票となったことからの減額でございます。

続いて16ページ、6目の町議会議員補欠選挙費ということで324万4,000円の追加となっております。これは、仮に町長選が無投票となった場合には、ここに町議会議員の選挙費として計上していないと選挙ができないということになりますので、両方選挙になれば当然経費の軽減といえますが、削減は図られるものとなることでございます。

続いて、18ページをお願いします。第3款の民生費、第1項社会福祉費、2目の高齢者福祉費、こちらでは歳入のほうにもありましたけれども、高齢者福祉施設整備事業ということで300万円の追加、地域介護・福祉空間整備推進補助金300万円でございます。地域密着型小規模多機能介護施設整備の補助金でございます。

次に、介護保険特別会計繰出金ということで252万8,000円の追加ですけれども、これは職員の人件費にかかわるものでございます。その下の3目の障害者福祉費、障害児自立支援事業ということで、地域生活支援、医療的ケア支援委託料ということで80万7,000円の追加でございます。先ほど歳入にありましたように、国が2分の1、県が4分の1、町4分の1の支出総額が80万7,000円でございます。

続いて、21ページをお願いします。第4款の衛生費、第1項保健衛生費で2目の予防費、がん検診事業ということでがん検診委託料501万7,000円の追加でございます。検診受診者の増加によるものでございます。

続いて、22ページの下の方で第3項の上水道費、1目上水道費、水道事業会計出資金で300万円の追加でございます。地方債の補正の中であった一般会計からの出資金でございます。

続いて、23ページ、第6款の農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費で2つ目の丸がございます。農業関係団体育成事業ということで、いたくら地域協議会補助金80万円の追加でございます。これは、議員協議会でも説明がありました、ふるさと地域力発掘支援モデル事業の計画書作成に係るものの追加でございます。

続いて、24ページをお願いします。5目の農地費では、上から2つ目の丸で内郷土地改良区運営事業ということで、登記業務委託料43万1,000円の追加、それから一番下の農地・水・環境向上対策事業で42万5,000円の追加です。これは、中新田むらづくり推進協議会の事業区域が追加になったことによる補助金の追加ということでございます。

続いて、26ページをお願いします。第8款の土木費、第2項道路橋梁費、3目の道路新設改良費でございますけれども、こちらでは地方道路交付金事業では組み替えがございます。工事費から物件補償費への組み替え、それからその下の町単独道路整備事業、用地購入費、3路線256万9,000円の追加とございますけれども、当初の計画の1路線と新規の2路線含めて3路線の用地購入費ということで、追加の予算でございます。

続いて、27ページの第3項の河川費、1目の河川総務費、大箇野川除塵機操作事業でございます。これ20万円の追加ということで、当初予算では計上していなかったものです。というのが、昨年までお願いしていた方がお亡くなりになりまして、後任の方が先月、8月に引き受けていただきましたので、今回計上させていただきました。これは、県の土木事務所のほうから委託金として入るものでございます。

続いて、第4項の都市計画費、2目の公園費、公園維持管理事業ということで、改修整備工事費200万円の追加でございます。

続いて、29ページをお願いします。第10款の教育費、第2項小学校費、2目の教育振興費、南小学校プロ

ンズ像購入費100万円の追加ということで、宮田孝様からいただいた指定寄附金の対応でございます。

以上で議案第46号 平成20年度板倉町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時25分からです。

休 憩 （午前10時10分）

---

再 開 （午前10時25分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ページ数で13なのですが、総務費の中の2番目、賦課徴収費ということで今回2,100万、電算化の委託料だとか、そういう徴収委託料が一応増えるという形になるのですが、具体的になぜこういうふうが増えてくるのかということと、これからもうそれが慣例化されて、毎年毎年これは義務化されるのでしょうかということを伺いたいと存じます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） まず、最初の町県民税賦課業務の関係なのですが、835万6,000円の追加ということですが、これ先ほどの税条例の一部改正を可決いただいたのですが、その中で個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入というのがありました。これに係るものなのですが、これが来年の21年の10月から導入されるわけなのですが、それまでにシステムの改修ですか、スケジュール的に今やっついていかないとちょっと間に合わないということで、今回の補正になったわけです。その改修委託料、それから審査システムなどの導入委託料の追加ということなのですが、このシステム改修、それから審査システムの導入委託料、これは初期の導入に係るものです。下のほうの利用料と、それから会費と負担金とありますけれども、これについては経常的な経費になります。

それから、2つ目の諸税徴収業務1,272万3,000円の追加ですが、これにつきましては町県民税、税源移譲分の歳出の還付金です。ご存じのとおり税源移譲によりまして、所得税が引き下げられまして、住民税が引き上げられました。税源移譲につきましては、所得税については平成19年分、それから住民税につきましては平成19年度分から実施されます。課税対象となる所得の所属年ですか、それが所得税は平成19年、住民税は平成18年とそれぞれ異なりますので、平成18年中に所得はあったけれども、平成19年中は所得がなくなった者等が出てきます。そういった方については、住民税の負担のみ増加するということになりますので、平成19年度分の住民税を税源移譲前の額まで減額するという措置です。現在この見込み数ですが、348件見込んでおります。今回これだけの数が出たのですが、次年度はもっと少なくなると思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の石山さんの質問に関連しているのですけれども、これはそうするとシステム改修委託料ということで、これは単年度で、今回だけに限りね。それと、その次にシステム導入委託料というのは、これも単年度ということで、それで補正に上げたということですよ。では、質問いいです。

ほかに1つあるのですけれども、臨時財政対策債についてなのですけれども、その臨時財政対策債……先ほど何ですか、ちょっとよく説明、私聞き漏らしたので、わからないのですけれども、交付税が確定したと、確定して、それが予定していたものよりも減額させてしまったということで、その差額を臨時財政対策債を発行して補完するというか、補充するというでやったようにお聞きしたのですけれども、それでよろしいわけですね。それで、問題はこの臨時財政対策債が限度額1億7,000万円ですか、これ発行できるということで、どの時点で発行するのですか、これは。それと、この1億7,000万円というのはだれがこれ決めるのか。国が、これまで自治省、今の総務省がこれだけ発行してもいいよと事前に言っているの、これだけ予算に計上しているのか、この1億7,000万円の基準、臨時財政対策債の基準というのはどこが決められているのか、そこをお聞きしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今青木議員さんが質問された臨時財政対策債ですけれども、基本的に国が交付税改革を行って、各地方に交付税を減額してきています。交付税を国が地方が欲しいだけはやれないから、だから地方も負担してよと、その負担がこの臨時財政対策債、要するに借金をして、交付税が行かない分は穴埋めしてくれよという制度なのです。これを700万円、今回追加をさせていただきました。これは、交付税にかかわるいろんな関係書類を県を通して国に上げるわけですけれども、それに基づいて交付税が確定をする。そうすると、板倉町で不足する財源は、これくらい財源が不足するだろうということを国がやはり決定をして、では発行可能額は幾らですよというふうに指示が来ます。その借りるのは、年度末に借りることになります。この臨時財政対策債というのが、大体年利率でいいますと1.5%くらいで借りられます。上の上水道事業債というのは年だと1.8%くらい、やはり国も余り高金利で貸すと全額が、利子も元金も交付税措置されるものですから、できるだけ低い年利率で借りることになります。

先ほど普通交付税が確定したということで、これ県を通してですけれども、13億3,811万というふうになりました。板倉も5,800万くらいの減額になっているわけです。これまで板倉町も年々減ってきてはいるのですけれども、今言う事業にかかわる借金というのは意外としていないです、ここ数年。ですから、借金をすると交付税措置されますよというものを当然選んで借金をしてきているのですけれども、そういったものを償還してくると、その分が減らされてくるということが現実にはあります。ですから、臨時財政対策債は元利償還金がすべて交付税の基準財政需要額に算入させるということで、これを一つの財源として借金をするわけですけれども、これが何年続くのかというのが非常に微妙なところがあるわけです。その辺のところは、各地方はこれを期待して起債を起しているというのが現状でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうすると、この臨時財政対策債というのは交付税とセットで設定されているということと理解していいわけですね。では、この臨時財政対策債と交付税というのがセットで予定されていて、調整して足りなければ臨時財政増やしなさいよと。問題は、この臨時財政対策債というのが随分これもうた

まっていますよね、発行額が。これは、一応毎回お聞きしているのですけれども、基本は国が責任を持って後々返済しますよと、返済財源は国から出しますよというのですけれども、これは本当にあれですか、返済始まっているのでしょうか、国が言い出したときは全額、全部責任持って、とりあえず市町村というか、地方で名義を貸して、悪いこと言えば自分の名義で借りられないから、ちょっと人の名前で借りるというのを個人でやっている人いますよね、そんなようなたぐいと似ているわけです。それで、最後まで責任持っているのかどうか、現状はこれどうなのですか。この臨時財政対策債の返済も始まっているのでしょうか、確実にそれは国からこれは返済分ですよというのは、きちっと返済分のお金ですよと来ているのか、それともまた交付税の中に込みで、非常にあいまいで、この中に返済財源も含まれていますよという、何か詐欺に遭ってしまったみたいな話なののですけれども、その辺は現実はどうなのですか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 地方交付税のことをいつも答弁させていただくと、国が交付税は地方財政計画の中で、地方交付税はこれだけというふうにもう決めてしまうわけです。そうすると、その枠の中で板倉町がこれだけとかというふうになってしまうので、ただ臨時財政対策債の元利償還金分は交付税の中にこれだけ入っていますというのは、元金と利子はきちんと出ているのです。ただ、交付税はこれだけですから、その中に社会福祉費にかかわる交付税がこれだけ、教育にかかわる交付税がこれだけというふうに、こちらが要望しただけのものが、その枠からはみ出してしまうわけです。でも、国はこの枠しか出ないものだから、実際には入っているのですけれども、トータル的には減らされていますから、結局は入っているのだから入っていないのだからということがあります。議員がおっしゃるとおりだと思います、はっきり言って。ただ、現時点で予算編成をするには、その臨時財政対策債は必要なのです。ですから、それを当てにして借金をして、行財政運営をしていくわけではないですか、その後交付税で入ってきて、ただ交付税も、ではいつまで下がるのだということ、恐らく下げどまりは必ずあるはずなのです。交付税は、20年度は大体の市町村は増えているのです。国が増やしましたよということなので。ただ、板倉は減っているというのが、要因があるわけですが、先ほど言ったように交付税措置された借金を返済しているのです、その分が入ってこないというのも大きな要因なののですけれども、ですからほかの町は国が交付税は確保しましたよといっても、板倉は逆に減らされてしまったというのが現状なのです。ですから、今交付税の枠の中で基準財政収入額と基準財政需要額という、このバランスなのです。だから、収入と需要額のほうが高い、この差額が交付税なのです。それ今までもらっていたのですけれども、この交付税がこれだけしか出ないという、この部分を臨時財政対策債で補ってくださいという、各単年度の行財政運営はそれでできるのですけれども、では後年度にどんどん、どんどんいったときに、交付税が限りもなく減らされてくると、今言ったこれだけはきちんと入ってくるわけではないかといったものが、実際にはその中に見えなくなってくる可能性があります。ただ、どこの市町村もそうなので、板倉だけではないということなので。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第46号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第46号は原案のとおり可決されされました。

---

○議案第47号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

- 議長（荻野美友君） 日程第16、議案第47号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

- 町長（針ヶ谷照夫君） 議案第47号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。  
本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,916万円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に15万5,000円、繰越金に60万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に75万6,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

- 健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第47号 平成20年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,916万円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、老人医療に要する費用につきましては、主に国と県と町の負担金、それから支払基金の交付金によって成り立っております。今回の補正でありますけれども、過年度審査支払手数料交付金の確定によります15万5,000円、また前年度繰越金としまして60万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第3款諸支出金でありますけれども、償還金につきまして支払基金の額の確定による返還金のための75万6,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第47号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第48号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（荻野美友君） 日程第17、議案第48号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第48号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,896万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に306万1,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に306万1,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第48号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,896万7,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、今回の補正でありますけれども、人事異

動に伴います職員給与につきまして、一般会計から306万1,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第1款総務費でありますけれども、人事異動によります職員給与の不足が見込まれることから、306万1,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第49号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（荻野美友君） 日程第18、議案第49号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第49号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,773万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,110万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に174万2,000円、繰入金に252万8,000円、繰越金に2,346万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に574万4,000円、基金積立金に2,089万8,000円、諸支出金に445万9,000円を追加し、地域支援事業費321万6,000円、予備費14万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第49号 平成20年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,773万7,000円を追加いたしまして、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,110万4,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、今回の補正でありますけれども、支払基金交付金としまして、過年度精算による介護給付費の追加交付金174万2,000円、それから人事異動に伴います職員給与としまして一般会計より252万8,000円、前年度繰越金としまして2,346万7,000円をそれぞれ追加をするものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第1款総務費でありますけれども、人事異動によります職員給与の不足が見込まれるため、574万4,000円を追加するものであります。

第2款保険給付費でありますけれども、居宅介護住宅改修費72万円を減額しまして、8ページの介護予防住宅改修費を同額の72万円を追加するものであります。

第4款基金積立金でありますけれども、平成19年度繰越金の一部を基金に積立金としまして2,089万8,000円を追加するものであります。

9ページをお願いいたします。第5款地域支援事業でありますけれども、一般管理費でありますけれども、人事異動によります職員給与費を321万6,000円減額をするものであります。

10ページをお願いいたします。第7款諸支出金でありますけれども、2目償還金につきましては国庫支払基金への返還金410万6,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第50号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（荻野美友君） 日程第19、議案第50号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第50号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,035万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に48万9,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に48万9,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第50号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,035万3,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、今回の補正でありますけれども、事務費繰入金としまして48万9,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、7ページをお願いいたします。第1款総務費でありますけれども、1目徴収費としまして電算委託料でありますけれども、税の変更に伴います通知書の作成のための委託料48万9,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議案第51号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(荻野美友君) 日程第20、議案第51号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長(針ヶ谷照夫君)登壇]

○町長(針ヶ谷照夫君) 議案第51号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億4,078万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を36万6,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の職員人件費を36万6,000円減額するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荻野美友君) 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長(荒井英世君)登壇]

○生活窓口課長(荒井英世君) それでは、議案第51号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりですが、6ページと7ページをお願いいたします。歳入の一般会計からの繰入金ですが、36万6,000円減額いたしまして、2億1,007万7,000円といたします。

下の7ページの歳出ですが、下水道総務費から36万6,000円を減額いたしまして、2,570万6,000円といたします。これは、職員人件費に係るものです。給料と職員手当分でございます。

以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(荻野美友君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(荻野美友君) 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(荻野美友君) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第52号 平成20年度板倉町下水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長（荻野美友君） 日程第21、議案第52号 平成20年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第52号 平成20年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正予算につきましては、企業債の借入れに関するものでございます。補正予算の内容でございますが、平成20年度老朽管更新事業費の変更に伴い、資本的収入の第1項企業債の既決予定額2,260万円から300万円を減額するものでございます。

また、第5項出資金の既決予定額740万円に300万円を追加するものでございます。

企業債と出資金の内訳を変更するものでございまして、資本的収入の合計5,000万1,000円には変更はないものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 議案第52号 平成20年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりですが、平成20年度老朽管、石綿管ですが、更新事業費の変動に伴う借入れに当たっての補正でございます。

2ページをお願いいたします。第1表のとおり、企業債の既決予定額2,260万円を1,960万円に減額補正します。それに伴いまして、下の実施計画の資本的収入の1項を見ていただきたいのですが、1項企業債を300万円減額します。5項の出資金を300万円増額するものです。これにつきましては、町からの出資金につきましては地方交付税措置がとられます。したがって、出資金を増やし企業債を減額する方法が、こちらの水道事業体から考えますと利息も軽減されるというメリットがありますので、今回の補正となった次第です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

引き続き会議を行います。

---

○議案第53号 平成19年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 平成19年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成19年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成19年度板倉町水道事業会計決算認定について

○議長（荻野美友君） 日程第22、議案第53号から日程第27、議案第58号までの6件は、平成19年度の各会計の決算認定であり関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第53号 平成19年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について。

現在の地方財政は、税制改革等による地方税収の伸びが見られるものの、これまで行ってきました景気対策による公共事業の実施により、借入金残高がいまだ高水準で推移しており、その償還が将来の大きな負担となっているなど、極めて厳しい状況が続いている状況であります。

地方公共団体においては、国と地方の信頼関係を維持しつつ、住民の視点に立った財政健全化に取り組むことが必要であるとともに、各般にわたる重要施策課題の推進を図るなど、地方分権の推進を図る上で、ますます大きな役割を果たしていくことが期待されております。本町の財政運営におきましては、歳入では自主財源であります税収は増加したものの、地方交付税の大幅な減収等により歳入不足を基金の取り崩しで賄っている状況でございます。

また、歳入におきましても民生費等の経常的経費の増加により、厳しい財政運営を強いられております。今後におきましても、さらなる財政の健全化に努めると同時に歳入の重点化を図り、介護保険事業を初めとする少子高齢化に向けた総合的な地域福祉政策、資源循環型社会の構築等の環境施策、生活関連社会資本の整備等、各般にわたる重要政策課題の推進を図り住民福祉の向上に努めるとともに、個性と魅力に満ちたまちづくりを目指すため、教育文化面での人間力の向上や水資源の活用を図っていきたいと考えております。

平成19年度の決算におきましては、歳入総額59億3,345万8,118円に対しまして、歳出総額53億6,325万5,150円となりまして、翌年度への繰り越し財源1億6,719万円を差し引いた実質収支額4億301万2,968円を翌年度に繰り越すことといたしました。全体として引き続き厳しい財政状況の中で事業が遂行できましたことは、議会を初め町民皆様方のご理解とご協力のたまものであると考えております。今後も引き続き徹底し

た行政改革の推進と財政の健全化に努めるとともに、各種の諸問題に積極的に取り組み、住民のためのサービスや福祉の向上に努めていきたいと考えております。なお、事業の成果の概要につきましては、別添の平成19年度一般会計における主要施策の成果についてのとおりでございます。

次に、議案第54号 平成19年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。この関係でございますが、老人医療制度が廃止をされ、平成20年4月から長寿医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度でございますが、これがスタートいたしました。このような状況の中、本町におきましても保健センターを中心として各種保健指導事業並びに医療費適正化事業といたしまして、医療費通知及び療養報酬明細書点検の充実強化を推進し、財政の健全化を図ってまいりました。

平成19年度決算につきましては、歳入総額12億5,766万5,247円に対しまして、歳出総額12億4,697万9,749円となり、歳入歳出差し引き残額は1,068万5,498円を平成20年度へ繰り越すことといたしました。現行の老人医療制度は廃止をされましたが、支払い残務処理として平成22年度までの継続となりますので、ご承知賜りますようお願いいたします。

次に、議案第55号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険特別会計決算でございますが、国民健康保険は少子高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩及び保険税収入の低迷などから厳しい状況でございます。このような状況の中、平成20年度新たに創設をされました長寿医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度を初めとする医療制度構造改革が実施されております。また、日々変化しております医療費適正化推進事業の中、今年度の取り組みといたしましては保険税及び保険制度などの広報活動を積極的に実施いたしました。さらに、医療費適正化事業といたしまして人間ドック補助事業、医療費通知事業、診療報酬明細書点検及び保健センターとの連携によります保健指導など、医療費抑制による財政健全化にも努めてまいりました。

決算につきましては、歳入総額19億4,181万5,759円に対しまして、歳出総額18億3,442万5,276円となり、歳入歳出差し引き残額1億739万483円を平成20年度に繰り越すことといたしました。

今後とも国民健康保険加入者の健康保持と地域保健医療の向上を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の堅持を念頭に置き、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第56号 平成19年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、高齢化が急速に進んでいる状況の中、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という時代を迎えようとしております。それに伴い寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者も増加し、家族だけで十分な介護をすることが難しくなっている状況にあります。この介護の問題を社会全体で支え合う制度として介護保険が施行され、今年度で7年が経過したところでございますが、おおむね順調に推移しており、制度の着実な定着が見られてきていると考えております。

このような状況の中、介護給付費と内容の適正化に向けた取り組みが大きな課題となっております。平成19年度の事業運営につきましては、それらを念頭に置いた取り組みにも努めてまいりました。

平成19年度決算につきましては、歳入総額8億9,346万3,270円に対しまして、歳出総額8億6,999万4,910円となり、歳入歳出差し引き残額2,346万360円を平成20年度へ繰り越すことといたしました。

介護保険につきましては、今後の動向が予測しづらい現状ではございますが、健全財政の維持に努め、介護保険運営に、なお一層の努力をいたす所存でありますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

ます。

次に、議案第57号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計決算認定について。

本案につきましては、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全など、住みよいまちづくりを目的とした公共下水道事業でございます。本事業の予算執行につきましては、関係機関の深いご理解と町民各位のご協力のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。平成19年度の主な事業といたしましては、平成9年度より供用開始をしております水質浄化センターの運転、維持管理事業等を実施してまいりました。

歳入歳出決算につきましては、歳入総額2億7,383万2,926円に対しまして、歳出総額が2億6,193万8,508円となり、歳入歳出差し引き残額1,189万4,418円となっております。

歳入の内訳につきましては、下水道使用料及び手数料3,890万8,968円、一般会計繰入金2億2,566万6,000円、繰越金914万2,162円、諸収入11万5,796円でございます。

歳出の内容につきましては、下水道総務費2,498万5,805円、管渠維持費7,260円、水質浄化センター費4,855万2,446円、公債費1億8,839万2,997円でございます。

最後になりますが、議案第58号 平成19年度板倉町水道事業会計決算認定について。

本年度における収益的収支につきましては、総収益が3億4,275万9,943円に対しまして、総費用3億1,483万9,322円で、差し引き2,792万621円の純利益を得ることができております。

次に、資本的収支につきまして、収入では企業債1,840万円、国庫補助金400万円、工事負担金834万9,900円、出資金1,160万円で、総額4,234万9,900円に対し、支出の総額は1億2,575万1,238円で、内訳につきましては建設改良費に9,261万8,043円、企業債償還金3,313万3,195円となっております。また、建設改良費の主なものは、老朽化した石綿セメント管の布設がえ工事を実施したものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,340万1,338円につきましては、消費税資本的収支調整額441万383円、損益勘定留保資金7,899万955円を充当補てんいたしました。

今後も水道事業の効率化を図り、長期的な安定給水に向けて積極的に推進してまいり所存でございます。

以上で議案第53号ないし議案第58号につきましての提案理由とさせていただきますが、細部につきましては各担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第53号 平成19年度板倉町一般会計決算についてご説明をさせていただきます。

1、2ページをお開きいただきたいと思います。初めに、各款、各項におきます歳入の決算状況からご説明をさせていただきます。右のページの収入済額の欄をごらんいただければというふうに思います。

それでは、歳入でございますけれども、1款の町税、1億9,600万円ほど前年より多い19億4,371万8,422円でございます。1項の町民税、1億3,300万円ほど多い8億1,537万3,218円、2項の固定資産税、6,100万円ほど多い10億2,341万6,050円でございます。3項の軽自動車税、80万円ほど多い3,397万1,400円、町たばこ税、140万円ほど多い17,095万7,754万円となっております。

2款の地方譲与税、こちらは逆に1億1,600万円ほど少ない1億2,084万円でございます。所得譲与税が、税源移譲によって町民税のほうへ反映させているということでございます。1項の自動車重量譲与税、60万

円ほど少ない18,981万3,000円、2項の地方道路譲与税、これは10万円ほど少ない13,102万7,000円となっております。

3款の利子割交付金、こちらが268万ほど多い850万9,000円となっております。

4款の配当割交付金、140万円ほど多い810万9,000円となっております。

5款の株式等譲渡所得割交付金、こちら60万円ほど少ない359万6,000円でございます。

6款の地方消費税交付金、70万円ほど少ない1億3,213万1,000円となっております。

7款のゴルフ場利用税交付金、140万円ほど多い11,804万8,030円となっております。

8款の自動車取得税交付金、400万円ほど少ない16,335万円となっております。

9款の地方特例交付金、3,370万円ほど少ない11,149万7,000円となっております。これは、恒久減税の廃止に伴う減額でございます。1項の地方特例交付金676万7,000円、2項の特別交付金473万円となっております。

10款の地方交付税、こちらが4,968万2,000円減の15億2,399万8,000円となっております。

11款の交通安全対策特別交付金、こちらは前年度とほぼ同額の288万2,000円となっております。

12款の分担金及び負担金、86万ほど少ない15,893万6,740円というふうになってございます。特に2項の負担金が5,844万8,340円でございます。

13款の使用料及び手数料、60万円ほど多い17,544万6,198円となっております。1項の使用料、こちらは66万ほど少ない13,167万6,308円、2項の手数料、こちらは130万円ほど多い14,376万9,890円となっております。

14款の国庫支出金、こちらは3,800万円ほど多い1億6,915万9,280円となっております。1項の国庫負担金、960万円ほど多い1億278万5,729円となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思えます。2項の国庫補助金、こちらが2,000万円ほど多い15,286万8,310円となっております。3項の国庫委託金、820万円ほど多い11,350万5,241円となっております。

次に、15款の県支出金でございますけれども、全体では5,270万円ほど多い2億4,234万6,991円となっております。1項の県負担金、こちらが190万ほど多い18,107万136円となっております。2項の県補助金、こちらが1,350万ほど多い19,696万6,242円となっております。3項の県委託金、こちらが3,700万円ほど多い6,431万613円となっております。これは、国、県、選挙に係るものの影響でございます。

16款の財産収入、こちらは500万円ほど多い858万5,278円でございます。1項の財産運用収入、こちらが74万円ほど多い1430万2,478円でございます。2項の財産売払収入、290万ほど多い1428万2,800円でございます。

次に、17款寄附金でございますけれども、こちらは117万ほど少ない1108万円となっております。

18款の繰入金、5億9,600万円ほど多い8億9,898万9,959円というふうになっております。1項の特別会計繰入金、こちら1,190万ほど多い11,879万8,959円、そして2項の基金繰入金、5億8,400万円ほど多い8億8,019万1,000円となっております。

19款繰越金、前年度の繰越金ですけれども、2,090万円ほど多い3億6,024万5,486円となっております。

20款の諸収入、全体では380万円ほど少ない15,848万9,734円となっております。特に5項の雑入が3,180万円ほど少ない2億2,350万円でございます。これは、減税補てん債がなくなったということが影響してございます。

21款の町債でございます。3,180万円少ない2億2,350万円、失礼しました。こちらのほうが減税補てん債がなくなったということでございます。

歳入の合計が、前年比6億3,314万6,000円の増ということの59億3,345万8,118円でございます。前年対比11.95%の増ということになりました。

5ページ、6ページをお願いします。次に、歳出でございますけれども、右のページの一番左側の支出済額が決算額でございますので、こちらをごらんいただければと思います。1款の議会費、820万円ほど少ない8,877万7,329円、2款の総務費、1,565万円ほど多い7億5,222万3,413円となっております。これは、特に4項の選挙費、こちらが2,590万円ほど多い2,946万3,527円というふうなことになってございます。

3款の民生費、4億2,582万8,000円多い14億9,446万9,133円でございます。これは、1項の社会福祉費、こちらが1億649万6,000円多い8億1,510万1,651円、それから2項の児童福祉費、こちらが3億1,100万円ほど多い6億5,284万3,441円、これはご存じのとおり保育園の統廃合による保育園建設が主な要因でございます。

次に、4款の衛生費、こちらは160万円ほど多い4億4,259万9,453円ということになりました。

6款の農林水産業費、2,126万3,000円少ない2億9,522万479円でございます。

次に、7款の商工費、こちらは816万円ほど多い5,169万9,176円でございます。

8款の土木費、こちらは660万ほど多い5億4,724万7,678円でございます。特に2項の道路橋梁費、こちららは5,899万ほど多い1億8,912万236円、新センターの横断道路、6166号線にかかわる工事費等が要因となっております。それから、4項の都市計画費、こちらは4,300万円ほど少ない3億1,743万490円ということでございます。

続いて、9款の消防費、こちらが6,995万8,000円多い3億3,329万9,279円、こちらは板倉分署の移転用地の購入費が主な要因でございます。

続いて、10款の教育費、570万円ほど少ない5億5,039万8,401円となっております。

続いて、8ページをお願いします。教育費の中で4項の社会教育費、こちらが4,300万円ほどここは増になっております2億1,162万6,027円、中央公民館の外壁改修工事が主なものでございます。

12款の公債費、1,996万5,000円少ない7億4,839万4,357円となっております。

13款の諸支出金、こちらのほうでは4,952万7,000円少ない5,867万2,452円というふうになっております。

歳出合計で支出済額53億6,325万5,150円ということで、その枠の下に歳入総額59億3,345万8,118円、歳出総額53億6,325万5,150円、差引額が5億7,020万2,968円です。うち繰越明許費繰越額が1億6,719万円ございますので、実質収支額4億301万2,963円が次年度へ繰り越される分ということになります。

続いて、9ページ、10ページをお願いします。同じ歳入なんですけれども、こちらは款項につきましては今これまで説明をしてございますので、ここからは目の部分で必要な部分ということで説明をさせていただきたいと思っております。今回の決算書から、右のページに備考欄をちょっと大きく設けました。収入済額をわかりやすく、歳出と同じように説明を加えております。

それでは、第1款の町税の中の町民税、1目の個人、こちらが右のページの2つ目の枠、収入済額をごらんいただきたいと思っております。こちらは1億4,872万5,000円増の6億8,433万7,968円、税源移譲による増になってございます。

それから、2目の法人でございます。こちらは、1,570万円ほど少なくなっています1億3,103万5,250円ということになっております。

2項の固定資産税の1目の固定資産税は、6,270万円ほど多い9億6,905万6,250円というふうになっております。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金ということで、こちらも160万円ほど少なくなりました5,435万9,800円。遊水地にかかわるものでございます。

次に、15、16ページをお願いします。ここでは、10款で地方交付税がございまして、1目の地方交付税ということで、備考欄に普通交付税13億9,601万4,000円、特別交付税1億2,798万4,000円と、特別交付税もあるのですということをご説明しております。

次に、17、18ページをごらんいただければと思います。分担金及び負担金の中で、3節の児童福祉費負担金というのがございまして、収入済額で5,614万5,360円あるのですが、この説明が広域入所児童受委託負担金、それから板倉・北保育園の、これは保育費の歳入です、南・西保育園のということで、こういうふうにご説明しております。

次に、19、20ページをお願いします。ここでは、使用料及び手数料の中の2項の手数料、総務手数料ということで881万8,540円ありますけれども、1節の中で戸籍住民基本台帳等の手数料、こちらが右側に内訳として、このように説明をしております。

次に、21、22ページをお願いします。国庫支出金の中の1目の民生費国庫負担金です。こちらのほうで障害者福祉費、児童福祉費負担金ということで、右側に説明がしております。このように説明をさせていただいておりますので、わかりやすくなったかなというふうに思います。

次に、25、26ページをお願いします。県補助金の中の2目の民生費県補助金ということで、節で社会福祉費補助金ということで、右側に原油価格高騰緊急対策補助金ということで18万8,000円、これは新しい事業でございました。その次に高齢者福祉費補助金ということで、右側に介護慰労金補助金からシルバー人材センター等運営事業補助金というふうに、内訳で掲載させていただいております。また、その下の障害者福祉費補助金ということで、右側に大きいものでは地域生活支援事業補助金ということで523万7,000円というふうにありますけれども、こういった補助金の歳入があるということでございます。

続いて、34、35ページをお願いします。33、34ページです。繰入金です。18款の繰入金の2項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金、こちらが3億1,300万円、こちら2億1,900万円の増でございます。それから、2目の減債基金繰入金、1億3,429万円ほど多い3億2,982万4,000円の繰り入れとなっております。

次の35、36ページをお願いします。それから、4目の公共施設等整備維持基金がありますけれども、こちらは1億7,900万円ほど多い、その額そのものです。新設の保育園の建設費に充てられた繰入金でございます。また、5目の土地開発基金繰入金5,500万円、これは消防板倉分署の用地費に充てたものでございます。

次に、37、38ページで一番下の3目の雑入でございますけれども、5,539万9,397円で、右側のほうにご説明をしております。次のページの40ページにもずっと説明がしております。大きいものでは、板倉ゴルフ場賃借料が2,088万1,112円というふうに決算されてございます。

それから、21款の町債、1項町債、1目衛生債で水道事業会計の出資の町債1,160万円、そして2目の農林水産業債、これは内郷土地改良事業にかかわるものですが、2,280万円、それから3目の臨時財政対策債1億8,910万円ということで町債を起しております。

次に、41、42ページ、こちらから歳出になります。歳出も一番右側の備考欄を中心に説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、47、48ページをお願いします。総務費の中の3目の財政管理費ということで、こちらが200万円ほど多い決算になっておりますけれども、右側の説明で2つ目の二重丸、財務会計システムを導入いたしました。これの371万9,100円が主なものでございます。

次に、51、52ページをお願いします。こちらのほうでは8目の情報推進費ということで、54ページをお開きいただきたいと思うのですが、上のほうの二重丸で複合機の導入整備事業ということで495万4,950円が計上されております。役場の中のプリンターとファクスとコピー機が1つになっている複合機を導入いたしました。これまで別々に全部あったのですけれども、これは初期投資になりますけれども、次年度以降はその削減がされていくものというふうに思っています。

56ページをお願いします。13目の交通対策費、こちらでは400万円ほど増になりました。その要因としましては、右側の2つ目の二重丸の中に18節、交通安全教育機器購入費というのが78万円あります。子供たちの交通教室用の信号機を購入させていただきました。

それから、次のページで上から2つ目の二重丸、路線バス運行事業、こちらがやはりなかなか赤字の路線が多いということで、260万円ほど多い決算額となっております。

次に、60ページを見ていただきまして、16目の基金費ということで4,200万ほど多い決算額となっておりますけれども、こちら財調への積立金5,000万、減債基金への積立金9,000万というふうにございます。

それから、71、72ページへをお願いします。3款の民生費でございます。社会福祉費では1億円ほど多い決算額となっております。そして、74ページを見ていただきますと、上の枠の中の下から2番目の二重丸、国民健康保険特別会計繰出金で1億6,640万2,000円と、前年度より6,950万円ほど増となっております。

それから、次の2目の高齢者福祉費ということで、こちら3,500万円ほど多い決算額となっておりますけれども、76ページを見ていただければと思います。下のほうに、下から5つ目の二重丸、老人保健特別会計繰出金、こちらが1億703万5,000円の決算、240万円ほど増となっております。その下の介護保険特別会計繰出金1億4,530万8,592円、これは710万円ほど前年に比べて多くなっております。それから、後期高齢者医療関係は、これまとめますと2,189万2,000円の全くの新しい負担としての歳出であるということになってございます。

次に、80ページをお願いします。4目の福祉医療費が330万円ほど増となっております。これは、一番下にあります扶助費が8,385万2,961円というふうな決算になったわけでございます。その下の児童福祉費、84ページを見ていただければわかるのですが、児童福祉費の中の3目保育園費、こちら3億1,100万円ほど増となっておりますけれども、内容としましては86ページにございます上の枠の下から2番目の二重丸、保育園建設整備事業2億8,346万2,250円、これは全額が増となっております。

次に、90ページをお願いします。こちらでは、下のほうの欄で4款の衛生費でございまして、92ページを見ていただきますと、右上のほうに救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということで、邑楽館林医療事務組合負担金で6,004万9,000円の負担金がございます。

それから、2目の予防費で真ん中辺です。二重丸、住民健診事業ということで2,393万7,048円、それからその下の住民健診事業臨時職員の経費、その下にあります二重丸、がん検診事業1,356万1,626円というふう

に決算されてございます。

次に、98ページをお願いします。こちら衛生費の中の2項の清掃費でございますけれども、2目の塵芥処理費、こちらは塵芥処理費1億8,605万5,885円の決算なのですが、主なもので資源化センター管理運営事業5,893万974円、それから管理運営事業の光熱水費1,459万1,746円、それから資源ごみ処理委託事業ということで1,789万1,615円、次に100ページいきますと一般廃棄物収集運搬事業2,480万円、それからごみ指定袋事業ということで1,015万1,843円、それから今後心配されるのですけれども、資源化センター改修事業ということで、非常に施設の修繕料が大きくなっております。ここには4,812万1,701円となっております。前年比1,800万円の増というふうになってございます。

次に、3項の上水道費、1目の上水道費ということで、水道事業会計の出資金ということで1,160万円、これは前年度より400万円の増となっております。

次に、104ページをお願いします。6款の農林水産業費で、1項の農業費の中で3目の農業振興費ということで、右側のページで転作麦作団地助成事業ということで1,505万9,700円、それからその下のコスモス団地地形形成事業616万円、一番下の農業農村応援事業ということで751万6,000円の決算となっております。

106ページで5目の農地地、こちらでは上から2つ目の二重丸、県営内郷土地ほ場整備事業5,081万8,500円、それから下から4つ目で国営附帯県営農地防災事業ということで、負担金が415万1,000円というふうに決算されております。

108ページをお願いします。右の上から4つ目、邑楽東部第一排水機場維持管理事業ということで663万3,135円、それからその下、農地・水・環境向上対策事業469万7,398円、それから下のほうへいきまして、小規模土地改良事業ということで細谷地区720万3,000円、小規模土地改良事業ということで海老瀬地区で623万7,000円の決算となっております。

112ページをお願いします。商工費の中で4目の観光費、下のほうなのですけれども、観光振興事業というところの19節で群馬の水郷釣り池護岸改修工事負担金と、これ東毛広域圏の事業を町が半額負担しているのですけれども、これが最終年度ということになりました。一番下の揚舟運航事業ということで243万7,722円の決算となっております。

次に、116ページをお願いします。一番下です。8款の土木費、2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費ということで4,800万円ほど多い1億2,940万1,799円の決算なのですが、次のページを見ていただければと思います。118ページ、上からの二重丸、地方道路交付金事業ということで5,137万169円、それから町単独道路整備事業で7,284万3,730円と、それから一番下の丸、特に6166号線、3,470万2,850円というふうに決算されてございます。

120ページをお願いします。都市計画費の中の2目の公園費、一番下の枠です。公園維持管理事業で2,165万7,758円、特に13節の除草・清掃管理委託料1,493万5,556円が決算されております。

次に、122ページをお願いします。3目の下水道費、真ん中辺です。下水道事業特別会計繰出金2億2,566万6,000円で決算をしてございます。

次に、124ページをお開きいただきたいと思うのですが、9款の消防費でございます。1目の常備消防費、館林地区消防組合負担金2億2,070万3,000円でございます。板倉分署移転事業ということで、用地購入費、物件補償を含めて5,320万5,375円。それから一番下、非常備消防費、館林地区消防組合負担金で1,995万

7,000円でございます。

126ページの3目の施設費、こちらも消防組合の負担金ですけれども、1,788万5,000円となっております。そしてその下、4目の防災対策費、こちらが群馬県防災行政無線整備工事負担金ということで、役場の本庁舎のすぐ東側にアンテナが立っていますけれども、あの関係でございます、2,006万円の負担金となっております。

次に、130ページをお願いします。10款の教育費、2項の小学校費、1目の学校管理費でございます。全体としましては、小学校費は2,830万少ない決算となりました。右側の2つ目の二重丸、小学校運営ということで4,371万9,249円。132ページをお願いします。下から2つ目の二重丸、小学校施設維持管理ということで2,631万4,930円ということになっております。前年に比べて2,240万円ほど減となっております。

次に、136ページをお願いします。こちらは、3項の中学校費です。1目の学校管理費、真ん中辺にあります中学校施設維持管理ということで1,447万6,990円となっております。770万円ほど少なくなっております。

次に、一番下の4項の社会福祉費、こちらのほうでは4,300万円ほど多い2億1,162万6,027円の決算となっておりますけれども、これは中央公民館の外壁工事が主な要因でございます。

140ページをお願いします。文化財保護費の中で、真ん中辺にいたくらの水郷景観保護推進事業ということで535万1,417円がございます。

そして、144ページで先ほど申し上げました5目の中央公民館費ということで、真ん中辺にあります外壁改修工事設計監理委託料、それから146ページの15とあります外壁改修工事費3,475万5,000円というふうにございます。

少し飛んで160ページをお願いします。こちらは、12款の公債費でございます。1項の公債費で1目の元金、長期債償還元金6億4,574万8,056円、次のページに利子がございます。長期債償還利子ということで1億264万6,301円となっております。元金では970万円の減、利子では1,176万円の減となっております。両方合わせますと2,150万円ほどの公債費が減となっております。

次に、13款の諸支出金でございますけれども、2項の土地開発基金費ということで1目の土地開発基金費、こちらが前年度の剰余金を土地開発基金に5,000万円繰り出してといたしますけれども、これは積み立てたということになります。

それから、次の1目の開発公社費ということで土地開発公社の利子補助で826万1,523円ということになってございます。

雑駁ですけれども、以上をもちまして議案第53号 平成19年度板倉町一般会計決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 （午前11時52分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第54号 平成19年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出の全体の構成につきまして申し上げます、それから具体的な明細につきまして説明をしたいと思っております。ちなみに、老人保健の加入者数でありますけれども、2,046人です。

それでは、1ページと2ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、主に支払基金からの交付金でありますけれども、全体の50.35%、国庫支出金が31.7%、県支出金が7.79%、繰入金が8.51%でございます。歳入総額でありますけれども、12億5,766万5,247円で、前年度対比1.8%の減でございます。

3ページと4ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、構成の割合でありますけれども、医療諸費でありますけれども、98.55%で、ほとんどが医療諸費となっております。歳出の総額でありますけれども、12億4,697万9,749円で、前年度対比1.1%の減でございます。歳入歳出差し引き残金は1,068万5,498円です。

それでは、具体的な説明を申し上げます。5ページと6ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、1款の支払基金からの交付金、収入済額6億3,320万円ですけれども、前年度対比4.3%の減でございます。

2款国庫支出金3億9,870万3,079円ですけれども、これは前年度対比9.7%の増でございます。

3款県支出金ですけれども、9,796万1,126円、前年度対比4.1%の増でございます。

7ページと8ページをお願いいたします。4款、町からの繰入金ですけれども、1億703万5,000円、前年度対比2.3%の増でございます。

以上、支払基金、国庫、県、町からの繰入金につきましては、それぞれの費用負担の割合が決められておりますので、それぞれの増減につきましては費用負担の増減によるものでございます。

5款繰越金ですけれども、収入済額2,057万478円ですけれども、これは前年度の繰越金でございます。

以上、歳入合計ですけれども、12億5,766万5,247円で、前年度対比1.82%の減でございます。

11ページと12ページをお願いいたします。歳出ですけれども、2款の医療諸費につきましては12億2,894万7,109円で、前年度対比0.8%の増でございます。

3款諸支出金につきましては1,526万8,233円で、前年度支払基金への精算返納金と一般会計への繰入金の精算金によるものでございます。

13ページと14ページをお願いいたします。歳出合計12億4,697万9,749円で、前年度対比1.1%の減でございます。

15ページと16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですけれども、歳入総額から歳出総額を差し引きまして1,068万5,498円の実質収支額ということになります。

以上で説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。まず、加入者の状況ですけれども、国保世帯3,017世帯、被保険者数7,159人、そのうち保健

医療対象者1,494人、退職被保険者数949人でございます。

初めに、全体の構成割合につきまして申し上げます、具体的には明細書にて説明を申し上げたいと思います。1ページと2ページをお願いいたします。歳入の構成でありますけれども、国民健康保険税が全体の29.99%、国庫支出金が26.6%、療養給付費交付金が12.76%、県支出金が4.95%、繰入金が10.89%であります。総収入済額でありますけれども、19億4,181万5,759円で、前年度対比13.29%の増でございます。

3ページと4ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、2款保険給付費は64.84%、老人保健拠出金12.68%、介護納付金6.89%となっております。総支出済額でありますけれども、18億3,442万5,276円で、前年度対比11.45%の増でございます。

以上、歳入総額19億4,181万5,759円、歳出総額18億3,442万5,276円、歳入歳出差し引き残額1億739万483円でございます。

それでは、具体的に主要なものにつきまして説明を申し上げたいと思います。歳入でありますけれども、5ページと6ページをお願いいたします。国民健康保険税でありますけれども、収入済額5億8,238万8,400円、前年度対比0.33%の増でございます。これは、退職被保険者数の人数の増加による保険税の増額ということであります。

3款国庫支出金でありますけれども、5億1,655万681円、前年度対比2.27%の減でございます。この減の理由でありますけれども、療養給付費等の負担金の減額が主な要因であります。

7ページと8ページをお願いいたします。1目の療養給付費等負担金3億9,700万6,226円ありますけれども、国が一般被保険者に係る療養給付費に要する費用に対しまして負担をします34%分の負担金であります。2項1目財政調整交付金1億818万9,000円ありますけれども、各保険者間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでありまして、一般被保険者にかかります療養給付費に要する費用の9%に相当するものであります。

4款療養給付費等交付金につきましては、退職者に係る療養給付費であります。これは、2億4,769万3,000円になります。これは、支払基金から交付されるものであります。

9ページと10ページをお願いいたします。5款の県支出金でありますけれども、9,603万1,855円、前年度対比7.1%の増でありますけれども、これは県の財政調整交付金からの増によるものであります。

6款の共同事業交付金でありますけれども、これは国保連で実施しているもので、1カ月の医療費70万円を超えた場合に、その超えた部分の10分の6を乗じた額が交付されるわけでありますけれども、2億1,642万2,173円で、前年度対比87.95%の増であります。

11ページと12ページをお願いいたします。8款繰入金2億1,140万2,000円ありますけれども、前年度対比60.29%の増額であります。増額の主な要因といたしましては、療養給付費の増に伴います一般会計からの繰入金、うち6節その他一般会計繰入金7,633万2,000円と、基金の繰入金4,500万円の繰り入れによるものであります。

9款繰越金6,801万763円ありますけれども、過年度の繰越金でございます。

15ページと16ページをお願いしたいと思います。歳入総額でありますけれども、19億4,181万5,759円、前年度対比13.29%の増でございます。

次に、歳出でありますけれども、17ページと18ページをお願いいたします。2項徴税費の1目賦課徴収費

338万3,169円につきましては、ほぼ昨年と同様でありますけれども、電算業務が主なものであります。

19ページと20ページをお願いいたします。2款保険給付でありますけれども、11億8,942万5,045円で、前年度対比9.57%の増でございます。1項の療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費につきましては、7億7,059万1,219円、前年度対比0.52%の増であります。2目退職被保険者等療養給付費2億7,384万5,737円、前年度対比39.55%の増でございます。3目一般被保険者療養費、柔道整復に関するものでありますけれども、793万6,540円、前年度対比4.97%の減でございます。

次に、21ページと22ページをお願いしたいと思います。2項高額療養費でありますけれども、1億906万2,356円、前年度対比16.07%の増でございます。一般高額療養費1,081件、退職者につきましては315件でございました。4項出産育児諸費でありますけれども、1,435万円、35万円の補助になるわけでありますけれども、41件分の支給でございました。5項葬祭諸費でありますけれども、590万円でありますけれども、5万円の支給で118件でありました。

3款の老人保健拠出金でありますけれども、2億3,261万3,024円、前年度対比15.22%の減でございます。

23ページと24ページをお願いいたします。4款の関係でありますけれども、40歳から64歳までの2号被保険者に係る介護納付金になりますけれども、1億2,642万7,492円、前年度対比3.92%の増でございます。ちなみに2号被保険者数でありますけれども、2,533名であります。

5款共同事業拠出金でありますけれども、2億664万4,430円で、国保連へ拠出するものであります。前年度対比70%の増ということであります。

25ページと26ページをお願いいたします。6款の保健事業費でありますけれども、280万2,812円でありまして、これは主に人間ドックの補助事業に関するものでありまして、136名の方に助成をいたしました。助成分につきましては、1人当たり1万2,000円ということであります。

27ページと28ページをお願いいたします。9款諸支出金につきましては、主に3目の一般被保険者償還金1,312万7,208円と4目の退職被保険者等償還金2,044万2,437円で、支払基金への返還をしたものでございます。

29ページと30ページをお願いいたします。歳出の合計でありますけれども、18億3,442万5,276円で、前年度対比11.45%の増でございます。

31ページと32ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でありますけれども、実質収支額1億739万483円であります。財産に関する調書につきましては、決算年度末現在高で646万6,000円でございます。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号 平成19年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。介護保険事業につきましては、社会保障制度でありまして40歳以上の2号被保険者と65歳以上の1号被保険者の保険料と、国、県、町の財政により運営をいたしております。板倉町の平成20年4月1日現在の人口1万6,128人、65歳以上が3,691人でありまして、高齢化率22.89%でございます。保険給付費7億2,709万6,970円でありまして、第1号被保険者1人当たり給付費にしますと19万6,991円であります。平成19年度の決算におきます要介護認定者数508人、居宅介護受給者数357人、施設サービス受給者数107人、合わせまして464人の方がサービスを受けているということであります。

それでは、歳入でありますけれども、収入済額で説明をしたいと思っております。1ページと2ページをお願い

いたします。主な財源でありますけれども、1款保険料1億5,290万350円、3款国庫支出金1億8,142万8,154円、4款支払基金交付金2億2,850万2,931円、5款県支出金1億960万9,470円、一般会計からの繰入金でありますけれども、7款繰入金1億4,530万8,592円でありまして、歳入総額の16.3%を占めております。

歳入合計といたしまして8億9,346万3,270円でございます。対前年度比11.3%の増であります。

次に、3ページと4ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、支出済額で説明を申し上げたいと思います。1款総務費3,889万558円、2款保険給付費7億2,709万6,970円、歳出の83.6%を占めてございます。

歳出合計といたしまして8億6,999万4,910円でございます。対前年度比19.4%の増であります。

歳入総額でありますけれども、8億9,346万3,270円、歳出総額でありますけれども、8億6,999万4,910円、実質収支額2,346万8,360円でございます。

次に、5ページと6ページをお願いしたいと思います。歳入でありますけれども、1款1目保険料1億5,290万350円でございます。この関係でありますけれども、特別徴収者3,291人、普通徴収395人、合計3,686人の方からの保険料であります。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金1億2,898万5,444円でございます。これは20%の相当額になります。それから、2項の国庫補助金、1目の調整交付金でありますけれども、4,627万4,000円、5.18%相当額でございます。調整交付金につきましては、高齢者の保険料の格差を是正するために国から交付をされるものであります。

次に、7ページと8ページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金2億2,850万2,931円でありますけれども、第2号被保険者になりますけれども、40歳から64歳の方の保険料でございます。

5款1項1目介護給付費負担金1億774万9,740円ありますけれども、給付費の14%相当であります。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金としまして9,106万9,648円あります。

次に、11ページと12ページをお願いいたします。4目その他一般会計繰入金としまして5,225万6,863円あります。職員に係る人件費及び事務費等の繰入金であります。

8款繰越金7,425万8,497円、前年度繰越金でございます。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。歳入としまして8億9,346万3,270円あります。

次に、15ページと16ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、1款総務費のうち1項総務管理費、2項徴収費につきましては職員の人件費、それから事務的な経費ということになっております。

次に、17ページ、18ページをお願いしたいと思います。3項1目認定調査等費でございますけれども、12節の役務費246万3,414円ありますけれども、主なものでありますけれども、主治医意見書作成の手数料が243万750円でございます。この手数料でありますけれども、在宅及び施設サービスの利用者の意見書の作成の手数料でございます。新規あるいは継続申請の件数でありますけれども、全体で545件の手数料でございます。2目の認定調査会共同設置負担金でありますけれども、介護認定審査会負担金としまして439万1,000円ありますけれども、館林ほか5町で共同設置をしております保健、福祉、医療関係の委員で構成しているわけありますけれども、審査会の運営に当たる負担金であります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費2億5,176万5,379円でありませけれども、居宅介護サービス給付にかかります訪問介護、訪問入浴、デイサービス、リハビリ、ショートステイ等の在宅で受けるサービスの給付費でございます。

次に、19ページと20ページをお願いいたします。3目の地域密着型介護サービス給付費6,777万3,528円でありませけれども、認知症に対するデイサービスと施設に入所している方の給付費であります。5目の施設介護サービス給付費3億1,441万2,805円でありませけれども、施設介護サービス給付費にかかります経費でありまして、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型医療施設に係るサービスの給付費であります。8目の居宅介護住宅改修費324万804円でありませけれども、住宅改修ということでありませるので、手すりの設置、あるいは段差の解消等の修繕費でございます。

次に、21、22ページをお願いいたします。9目居宅介護サービス計画給付費3,058万6,593円でありませけれども、ケアマネジャーによるケアプラン作成等でございます。訪問介護やデイサービスを利用するときに必要なプランということでありませ。

次に、2項の介護予防サービス等諸費でありませけれども、1目の介護予防サービス給付費2,607万9,633円でありませけれども、要支援に関するサービスの給付費でございます。

次に、23ページと24ページをお願いいたします。4項1目高額介護サービス費823万5,736円でありませけれども、高額介護サービス費ございまして、自己負担額が一定の上限額を超えた金額の方に支払われます給付費であります。

次に、25ページと26ページをお願いいたします。5項1目特定入居者介護サービス給付費でありませけれども、1,885万8,340円でありませけれども、平成17年10月より介護保険法の一部改正によりまして、施設サービスの見直しに伴いまして利用者負担の居住費と食費につきまして、所得に応じて介護保険から支給する制度であります。

4款1項1目の基金積立金でありませけれども、4,928万7,468円、介護保険基金積立金であります。

次に、27ページ、28ページをお願いいたします。5款1項1目介護予防事業費でありませけれども、358万3,058円でありませ。65歳以上の高齢者の方が、要介護状態にならないように予防するための委託料であります。

次に、29ページと30ページをお願いいたします。7款1項2目償還金1,754万6,337円でありませ。償還金といたしまして、事務費交付金の確定に伴う国庫補助金支払基金への返還金でございます。

次に、31ページと32ページをお願いいたします。7款3項1目繰出金962万2,194円につきましては、過年度分の一般会計への精算金でございます。

歳出合計といたしまして8億6,999万4,910円でございます。

次に、33ページ、34ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でありませけれども、実質収支額2,346万8,360円でございます。基金につきましては、決算年度末現在高で1億5,871万7,000円でございます。

以上で説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第57号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決

算認定についてご説明申し上げます。

1ページと4ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由の中にありますので、省略させていただきます。

5ページの歳入から説明いたします。まず、1款の使用料及び手数料ですが、使用料としまして収入済額が3,890万8,968円、そのうち1節のところですが、下水道使用料が3,852万8,339円です。5,203件分でした。これは、支払い回数分でございます。それから、滞納繰越分につきましては37万629円で、71件分です。2項の手数料、下水道手数料は1万円です。

2款の国庫支出金と3款の県支出金はありませんでした。

4款の繰入金ですが、これは町の一般会計からの繰入金ですが、2億2,566万6,000円でございます。

7ページをお願いします。5款の繰越金ですが、914万2,162円でございます。

6款の諸収入は11万5,796円。

以上、歳入合計2億7,383万2,926円となります。

9ページをお願いします。歳出になります。まず、1款の下水道費、合計で7,354万5,511円となります。内容ですが、まず1目の下水道総務費は2,498万5,805円ですが、主に職員人件費、それから使用料徴収事務委託料などがございます。2目と3目は省略させていただきます。4目の水質浄化センター費ですが、4,855万2,446円で、主に水質浄化センターの需用費、それから委託料などがございます。需用費としましては、備考欄のほうでありますか、光熱水費に600万2,855円。委託料ですが、維持管理業務委託料に3,570万円でございます。また、污泥処理業務委託料に307万2,637円です。189トン排出いたしました。

2款の公債費については1億8,839万2,997円です。内訳としまして、長期起債償還元金に1億4,680万7,521円、長期起債償還利子に4,158万5,476円でございます。

歳出合計は2億6,193万8,508円となりました。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第58号 平成19年度板倉町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。決算報告書、それから損益計算書、剰余金計算書、それから剰余金処分計算書、貸借対照表の5項目、これが議決項目になっておりますので、この5項目を説明させていただきたいと思っておりますけれども、1項目の決算書につきましては、町長の提案理由の中で説明してありますので、省略させていただきます。

5ページの損益計算書から説明させていただきます。ちょっと5項目の説明にわたりますので、若干長くなると思いますが、ご容赦願います。5ページからお願いします。平成19年度板倉町水道事業損益計算書ですが、まず1の営業収益ですが、(1)の給水収益は3億1,612万9,452円で、平成19年度末日現在で給水戸数は約5,000件でございます。(2)の受託工事収益は75万円、(3)その他の営業収益は2,439万5,750円で、これは材料売却の収益、それから他会計の負担金、加入金などがございます。以上、合計しまして3億4,127万5,202円でございます。

2の営業費用が、まず(1)の原水及び浄水費に1億4,403万2,217円で、主なものといたしまして電気保安業務、それから水質検査の委託料などに328万7,037円、それから塩素代の薬品費、それから各浄水場の電気料としての動力費、それから県水の受水費、これには1億1,640万5,757円かかっておりますけれども、県水の年間契約水量は99万5,000トンでございます。

次の(2)配水及び給水費ですが、1,473万4,519円で、主なものといたしまして漏水調査、それから量水器の交換の委託料などで411万1,909円、それから漏水の修繕費があるのですけれども、これに613万4,791円などでございます。(3)の受託給水工事費はありません。(4)の総係費は3,402万1,880円で、これは主に職員給与、それから手当、会計システム委託料などでございます。(5)の減価償却費、これは9,074万5,785円でした。(6)の資産減耗費、これ現存しない量水器を帳簿から除いた結果、254万8,924円ということです。

それから、(7)のその他営業費用ですが、これは材料売却原価等ですけれども、210万9,600円です。以上、合計しまして2億8,819万2,925円となります。営業収益から営業費用を引きまして、一番右端の数字なのですけれども、5,308万2,277円が営業利益となります。

3の営業外収益ですが、預金利息ですけれども、受取利息と、それから下水道料金徴収事務受託料などの雑収益を合わせまして105万8,405円でした。

4の営業外費用、これは支払利息に2,531万1,040円、雑支出はなく、合計で2,531万1,040円となります。営業外収益から営業外費用を差し引きまして、マイナスの2,425万2,635円となります。経常利益につきましては、営業利益5,308万2,277円から、先ほどの営業外収益と、それから費用のマイナス分2,425万2,635円を差し引きまして、2,882万9,642円が経常利益となります。

5の特別収益は、固定資産台帳修正によりまして、42万6,336円。

6の特別損失ですけれども、133万5,357円で、これは漏水による減額分、それら不納欠損金などです。当年度の純利益は、経常利益から過年度損益修正損を差し引きまして、2,792万621円となります。

それから、前年度繰越利益剰余金ですが、これは5,756万734円ですので、当年度純利益と足しまして、8,548万1,355円が当年度の未処分利益剰余金となります。

6ページの剰余金計算書につきまして説明申し上げます。まず、利益剰余金の部ですけれども、減債積立金、これ右端の数字ですが、4,443万9,074円です。2の建設改良積立金、これ前年度未残高が1,049万884円などで、積立金合計5,792万9,958円となります。

次が、3の未処分利益剰余金ですが、前年度分が6,156万734円、イの減債積み立てに100万円、それから口の建設改良積み立てに300万円を処分いたしまして、繰越利益剰余金年度末残高が5,756万734円となります。先ほどの損益計算書にありましたように、当年度純利益が2,792万621円ですので、当年度未処分利益剰余金は繰越利益剰余金年度末残高と当年度の純利益を足しまして、8,548万1,355円ということになります。

7ページをお願いします。資本剰余金の部ですが、まず国庫補助金ですが、前年度残高が4,600万4,973円、当年度発生額、これが400万円ありまして、合計が5,000万4,973円です。2の工事分担金ですが、前年度が3,193万1,689円で、本年度はございませんでした。3の工事負担金ですが、前年度が1億8,540万4,237円、当年度の発生高、これ負担金ですけれども、これが834万9,900円で、合計1億9,375万4,137円となります。4のその他剰余金ですが、前年度分が3億2,489万5,679円です。当年度発生高2,592万8,900円と合わせまして、3億5,082万4,579円となります。

以上、それぞれを合計しまして6億2,651万5,378円が翌年度の繰越資本剰余金となります。

8ページをお願いします。これは計画ということですので、平成19年度の板倉町水道事業剰余金処分計算書ですけれども、当年度未処分利益剰余金としまして8,548万1,355円出しましたが、これから減債積立金としまして140万円、それから建設改良積立金としまして300万円、合計440万円を積みまして、翌年度繰越

利益剰余金を8,108万1,355円とするものです。

9ページをお願いします。貸借対照表ですが、まず資産の部を説明いたします。1の固定資産の有形固定資産ですが、土地が1,863万7,767円、建物が9,706万9,367円、構築物が19億939万8,097円、それから機械及び装置が2億2,327万5,983円、車両運搬具、これが18万630円、工具器具及び備品が8万4,190円、建設仮勘定はゼロで、合計しまして22億4,864万6,034円となります。

次の無形固定資産ですが、これは電話加入権ですが、23万6,044円で、合わせまして固定資産は22億4,888万2,078円となります。

2の流動資産ですが、まず現金預金が1億5,964万9,963円、未収金が2,254万1,262円、未収消費税還付金が107万6,200円、貯蔵品が535万5,100円などで、流動資産合計は1億8,862万2,525円となります。資産合計は、固定資産合計と流動資産合計を足しまして24億3,750万4,603円となります。

10ページの負債の部ですが、流動負債については電気料等、経常費の未払い金が334万5,163円、その他の流動負債は下水道からの預かり金が75万6,178円で、合計410万1,341円となります。

下の資本の部ですが、4の資本金の自己資本金につきましては出資金が5,010万円、これは前年度の町の出資金が1,160万円加算されたものです。組入資本金が7億9,284万1,639円で、合計で8億4,294万1,639円となります。(2)の借入資本金ですが、企業債が8億2,053万4,932円ですが、自己資本金と借入資本金を合計しまして16億6,347万6,571円となります。

5の剰余金ですけれども、資本剰余金は国庫補助金が5,000万4,973円、工事分担金が3,193万1,689円、工事負担金が1億9,375万4,137円、その他剰余金が3億5,082万4,579円で、その合計が6億2,651万5,378円ということです。利益剰余金につきましては、減債積立金が4,443万9,074円、それから建設改良積立金が1,349万884円、当年度末処分利益剰余金が8,548万1,355円で、その合計が1億4,341万1,313円となります。剰余金の合計は7億6,992万6,691円、資本の合計が24億3,340万3,262円となりまして、負債資本合計は、上から4行目ですけれども、流動負債合計と、下から2行目ですが、資本合計を足しまして、24億3,750万4,603円となります。

11ページからは附属資料でございますので、これは後ほど参考にさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 以上で各会計決算の説明が終わりました。

---

#### ○監査報告

○議長（荻野美友君） 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、塩田兼男君。

[ 監査委員（塩田兼男君）登壇 ]

○監査委員（塩田兼男君） ご指名がございましたので、平成19年度各会計決算についてご報告申し上げます。

平成19年度の各会計決算審査については、去る8月の21日に実施いたしましたが、各会計とも予算の執行は適正に行われており、各決算は計数的に正確で、内容も正当なものと認めました。各会計ごとに申し上げ

ますと、一般会計でございますが、歳入総額59億3,345万8,118円、歳出総額で53億6,325万5,150円、歳入歳出差引額で5億7,020万2,968円となっております。

主要事業である新設保育園建設事業は、少子化社会における多様化した保育ニーズに対応した環境整備であることはもちろん、板倉ニュータウン販売促進の起爆剤になると思います。今後も地方交付税の減少など、本町を取り巻く財政環境が一段と厳しさを増している状況を踏まえ、健全で安定した財政運営に努め、進展する地方分権への適切な対応が図られることを希望いたします。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額19億4,181万5,759円、歳出総額18億3,442万5,276円、歳入歳出差引額で1億739万483円となっております。

急速な少子高齢化や介護納付金の増加、医療費水準の高度化などによる高額医療費の増加等、さらに厳しい状況が続くものと予想されますので、財源の効率的運営に努めるとともに、さらに健全財政の堅持を念頭に国保運営に当たり、住民の健康の保持増進と保健医療の向上になお一層の努力を望みます。

次に、老人保健特別会計でございますが、歳入総額12億5,766万5,247円、歳出総額12億4,697万9,749円、歳入歳出差引額1,068万5,498円となっております。

今後も高齢化、医療技術の高度化に伴い医療費の増大が予想されますので、従来に増して疾病予防や健康づくりのための積極的な保健活動を推進し、健康に対する意識の高揚を図り、健全な財政運営に努力されることを望みます。

次に、下水道事業特別会計でございますが、歳入総額2億7,383万2,926円、歳出総額2億6,193万8,508円、歳入歳出差引額1,189万4,418円となっております。

長期的な事業計画の見直しを行いながら十分に検討を重ね、事業運営に伴う財政状況も勘案した中で、住みよいまちづくりのための下水道事業の運営を図られることを要望いたします。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入総額8億9,346万3,270円、歳出総額8億6,999万4,910円、歳入歳出差引額2,346万8,360円となっております。

19年度は、介護保険制度がスタートして8年が経過し、制度の着実な定着が認められるところです。今後も健全な財政の運営と保険の適正な給付、地域支援事業の充実を図り、福祉の向上に向けてなお一層の努力を望みます。

次に、水道事業会計でございますが、収益的収支では水道事業収益3億4,275万9,943円、水道事業費用3億1,483万9,322円、収支差引額2,792万621円、資本的収支では資本的収入4,234万9,900円、資本的支出で1億2,575万1,238円となっており、事業全般については老朽管の更新や各浄水施設の修繕ということで、水の安定供給に努めたことが認められます。今後も事業経営の健全化を図るとともに、施設の維持管理に万全を期し、より一層の効率的な経営と水の安定供給に努力されることを望みます。

非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されているものと評価いたします。今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成19年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづっておりますので、ごらんいただければと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分

なる検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長（荻野美友君） 以上で監査報告が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。この決算に対する質疑、討論、採決は、各常任委員会における決算事務調査後、最終日の19日に行いますので、ご了承願います。

---

○陳情第7号 町道5214号線の道路拡幅整備について

○議長（荻野美友君） 日程第28、陳情第7号 町道5214号線の道路拡幅整備については、建設農政生活常任委員会へ付託いたします。

---

○陳情第8号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択について

陳情第9号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択について

○議長（荻野美友君） 日程第29、陳情第8号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択について、日程第30、陳情第9号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択については、総務文教福祉常任委員会へそれぞれ付託いたします。

---

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時58分）

